

房南地区小中一貫校施設整備工事設計業務委託
提案説明会実施要綱

1. 総則

(適用)

第1条 本要綱は、房南地区小中一貫校施設整備工事設計業務委託を目的とした「房南地区小中一貫校施設整備工事設計業務委託提案説明会」（以下「提案説明会」という。）を実施する場合に適用する。

(提案説明会の目的)

第2条 提案説明会は、公募型プロポーザル方式を採用し、房南地区小中一貫校施設整備工事設計を実施するための委託業務に係る委託予定業者を決定することを目的とする。

(参加業者選定要件)

第3条 提案説明会への参加業者選定要件は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加資格要件に適合すること。
- (2) 本公募型プロポーザルへの参加資格通知を受けた者であること。

(委託予定業者の決定)

第4条 本業務を実施するにあたっては、提案の審査機関及び審査事項・基準を設けて審査を行い、提案説明会に参加した業者の中から、各委員の意見を求め、委託予定業者を決定するものとする。

2. 提案審査委員会の設置

(目的)

第5条 房南地区小中一貫校施設整備工事設計業務委託にあたり、地域の実情を熟知し、設計業務委託仕様書に基づいた業務を確実に遂行できる者を委託予定業者として決定するため、提案の審査機関として「房南地区小中一貫校施設整備工事設計業務委託提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第6条 審査委員会は、委託業者選定要領に基づき、参加業者から提出された提案書及び提案説明会により、採用すべき業者を公正かつ厳正に審査するものとする。

(構成)

第7条 審査委員会の委員は以下の職にある者とする。

- (1) 館山市教育委員会次長
- (2) 館山市教育委員会教育総務課長
- (3) 館山市教育委員会教育総務課副課長・学校施設係長事務取扱
- (4) 館山市教育委員会学校教育課長

(5) 館山市教育委員会学校教育課副主幹兼学校教育係長

(6) 館山市教育委員会学校教育課主任指導主事

(委員長等)

第8条 審査委員会の委員長は、館山市教育委員会次長の職にある者をもって充てる。

(審査委員会の招集)

第9条 審査委員会は委員長が招集する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がこれにあたる。

(委託予定業者の決定)

第10条 委員長は、第13条、第14条の規定により審査した結果に基づき、各委員の意見を求め、委託予定業者を決定する。

(代理出席)

第11条 各委員が審査委員会に出席できないときは、当該委員はその代理委員を指名して審査委員会に出席させ、審査決定権を代理委員に委譲するものとする。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、平成26年5月13日から契約締結に至るまでとする。

3. 選定方法

(選定基準)

第13条 提案説明会における審査事項・基準は次のとおりとする。

- (1) 見積書による金額評価及び面談審査の総合的な評価により選定する。
- (2) 面談審査における説明は、受託した場合における直接の担当者あるいは業務内容を熟知したものが行なうこと。
- (3) 面談審査の審査事項・基準は次のとおりとする。

審査事項	評価事項（各項目を5段階評価する）
①提案書及びレイアウト図について（15P）	<input type="checkbox"/> 6・3 制を維持した上で、小中の交流を深める工夫 <input type="checkbox"/> .6・3 制と教員の相互授業を考慮した工夫 <input type="checkbox"/> 今後の少子化を考慮した工夫
②児童生徒の安全と成長を考慮した提案について（20P）	<input type="checkbox"/> 小中が交わる状況において、体格や動きの違いを考慮した工夫（建物・運動場 等） <input type="checkbox"/> 建材の材質や、段差・形状について（木の温もりを生かした工夫 等） <input type="checkbox"/> 建物の出入り口について

	<input type="checkbox"/> 採光と照明について
③イニシャルコスト及びランニングコストに関する提案 (15P)	<input type="checkbox"/> 既存施設の共用等、有効活用について (特別教室・プール等) <input type="checkbox"/> 各コストを抑えるための構造・工法・建材等の工夫 <input type="checkbox"/> 児童数等状況の変化に安価で対応できる工夫
④前提条件及び留意事項について (10P)	<input type="checkbox"/> 選定要領で示した前提条件が配慮されているか。 <input type="checkbox"/> 選定要領で示した留意事項が配慮されているか。
⑤提案全般について (20P)	<input type="checkbox"/> 全体的に業務を理解しているか <input type="checkbox"/> 技術的に信頼があるか。 <input type="checkbox"/> 説明はわかりやすいか <input type="checkbox"/> 熱意, 誠実さを感じるか
⑥会社実績について (10P)	<input type="checkbox"/> 小中校舎・体育館の建設工事設計業務の実績 <input type="checkbox"/> 小中一貫校の建設工事設計業務の実績
⑦配置担当者実績について (10P)	<input type="checkbox"/> 小中校舎・体育館の建設工事設計業務の実績 <input type="checkbox"/> 小中一貫校の建設工事設計業務の実績

(4) 評価ポイントは最高点を 110 ポイントとする。

内訳として金額評価 10 ポイント、面談審査 100 ポイントとする。金額評価については、最低価格業者に 10 ポイント、最高価格業者は 0 ポイントとし、他は価格に応じ傾斜配点する。(小数点以下切り捨て) 面談審査については、各項目 5 段階評価とし、審査員の平均値を採用する。

第 14 条 前条の規定により評価した結果、最高得点を委託予定業者とする。同点の場合は、見積金額の安い順とし、見積金額も同じ場合は、会社及び配置担当者の実績ポイントの高いものに決定する。

(庶務)

第 15 条 提案説明会及び審査委員会の庶務は、館山市教育委員会教育総務課学校施設係が所掌する。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、提案説明会及び審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 13 日から施行する。